

# 多文化共生の推進に関する研究会（第1回）

## 議事次第

日時：令和元年11月1日（金）  
10:00～12:30  
場所：中央合同庁舎2号館3階  
消防庁第一会議室

### 議事

- 1 研究会の開催要綱
- 2 外国人材の受入れと地域における多文化共生の現状等
- 3 検討の方向性
- 4 多文化共生に関する調査の実施

### （配付資料）

- 資料 1 「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱
- 資料 2 本研究会における検討の方向性
- 資料 3 具体的な検討項目（事務局案）
- 資料 4 各回で議論いただくテーマ（案）
- 資料 5 多文化共生社会の推進に関する調査概要
- 資料 6 外国人材の受入れと地域における多文化共生施策の現状等
- 資料 7 地域における多文化共生推進プランについて

## 「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

### 1 開催趣旨

総務省では、平成 18 年（2006 年）3 月に、都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）を策定・周知した。

その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在住外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。

こうした中、国においては、平成 30 年（2018 年）12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）、令和元年（2019 年）6 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（同上）を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。また、地方公共団体においては、多文化共生社会の推進に関する指針・計画等を改訂し、地域社会への参加・自立等新たな視点を盛り込む動きがある一方、指針等が未策定となっている団体も多くみられる状況である。

こうした状況を踏まえ、地域において外国人に対して行政サービスを提供する主体となる地方公共団体におけるこれまでの取組を振り返りつつ、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について検討を行うため、本研究会を開催する。

### 2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

### 3 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認めるときは、配付資料を非公開とすることができる。

### 4 開催期間

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 8 月頃までとする。

### 5 庶務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。

## 構成員名簿

大泉 貴広 (公財) 宮城県国際化協会総括マネージャー  
金森 孝治 福岡県苅田町防災・地域振興課長  
田村 太郎 (一財) ダイバーシティ研究所代表理事  
新谷 秀樹 岡山県総社市市民生活部長  
西 和一 群馬県企画部外国人活躍推進課長  
長谷部 美佳 明治学院大学教養教育センター准教授  
前田 真子 札幌市総務局国際部長  
八木 浩光 (一財) 熊本市国際交流振興事業団事務局長  
山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授  
横田 宗親 (一財) 自治体国際化協会多文化共生部長

(五十音順：敬称略)

## オブザーバー

## 【関係省庁】

内閣府 政策統括官(防災担当) 参事官(防災計画担当)  
総務省 国際戦略局 技術政策課 研究推進室  
消防庁 国民保護・防災部 防災課  
出入国在留管理庁 政策課 外国人施策推進室  
文部科学省 大臣官房 国際課  
文化庁 国語課  
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課

## 【地方3団体】

全国知事会総務部  
全国市長会行政部  
全国町村会行政部

- 本プランの策定の背景となった平成18年(2006年)の「多文化共生の推進に関する研究会報告書」においては、外国人住民を基本的な検討の対象としつつ、「地方自治体が地域において多文化共生を推進するという観点から、そのための施策の体系(多文化共生推進プログラム)の在り方について検討した」とされている。
- 総務省は、同報告書を踏まえ、同年3月、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」(以下、「総務省プラン」という。)を通知した。

【参考1】「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月27日総行国第79号) 抜粋

今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。

このような認識のもと、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、別紙のとおり「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたので通知致します。

- その後、「技能実習」や「特定技能」等新たな在留資格の創設、在留外国人の大幅な増加など、多文化共生施策を取り巻く状況は大きな変化が生じている。【資料6:P2~23】  
また、訪日外国人旅行者数も、昨年、過去最多を記録している。【資料6:P29】

- これまで、地方公共団体においては、総務省プランを踏まえた指針・計画を策定する等により、多文化共生施策の推進が図られてきた。近年では、外国人の増加等を背景に、指針・計画を新たに策定又は改訂する団体もあり、また、総務省プランの改訂を求める声も出ている。

【参考2】令和2年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求 抜粋

国においては、平成18年の総務省「地域における多文化共生推進プラン」策定以降、在住外国人全般に関する方針・計画が策定されていない。外国人を取り巻く状況がその後大きく変化し、改正入管難民法も施行されたことから、国は、現状を踏まえた新たな総合的・体系的な方針を策定する必要がある。

- また、国においては、平成30年(2018年)12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」、令和元年(2019年)6月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(いずれも関係閣僚会議決定)を取りまとめるなど、政府全体で取り組む動きがある。【資料6:P24~28、P32】
- 本研究会においては、総務省プランの基本的な性格を踏まえつつ、地方公共団体が取り組む多文化共生施策を取り巻く状況の変化や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における国の役割等も前提とし、また、同対応策との整合性も図りながら、地方公共団体の多文化共生施策のあり方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランのあり方について、検討を行うこととする。

※研究会での円滑な議論に資するため、総務省プランの項目等を踏まえ、想定される論点を事務局において整理したものであり、今後の議論に応じて適宜見直しを行う。

## ○地域における多文化共生推進の必要性、意義

- ・ 多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな視点の追加や現状に合わせた内容の更新等を図る必要がある点はあるか。

## ○地域における多文化共生施策の基本的考え方

- ・ 平成18年(2006年)に策定された「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つの柱について、多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、どのように考えるか。
- ・ 平成29年(2017年)に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。

## ○地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策について

### 【全般的事項】

- ・ 昨年度策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、新たに取り組むこととされた地方関連施策（一元的相談窓口等）を盛り込む必要があるのではないか。
- ・ 国・地方の役割分担を踏まえた上で、地域が自主的・主体的に取り組むべき施策としては、どのようなものが考えられるか。
- ・ 近年多文化共生に係る指針・計画等を策定又は改訂した地方公共団体において、新たな視点は盛り込まれているか。
- ・ 多言語翻訳などのICT技術の進展を踏まえた施策を盛り込む必要があるのではないか。

### 【(1)コミュニケーション支援】

- ・ 「②日本語及び日本社会に関する学習支援」は、「日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)」の施行なども背景に一層重要性が高まっており、「(2)生活支援」における日本語教育と併せて整理する必要があるのではないか。

## 具体的な検討項目（事務局案）②

### 【(2)生活支援】

- ・ ①居住、②教育、③労働環境、④医療・保健・福祉、⑤防災それぞれの項目において、国の現行の取組を踏まえた内容の充実が必要ではないか。  
その際、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」との整合性を図る必要があるのではないか。
- ・ 特に、⑤防災については、近年災害が頻発していることから、地域国際化協会等の役割も踏まえつつ、多言語支援センターの設置、地域国際化協会連絡協議会における災害時の広域支援協定、災害時外国人支援情報コーディネーターといった取組について盛り込むべきではないか。  
併せて、地域防災計画における位置づけについても検討が必要ではないか。
- ・ 今年度新たに創設された在留資格「特定技能」に係る受入れ機関や登録支援機関等の民間団体、公益法人、住民組織等と地方公共団体における連携・調整等についても整理する必要があるのではないか。

### 【(3)多文化共生の地域づくり】

- ・ 近年の地方公共団体における具体的な取組を踏まえた記述について、検討する必要があるのではないか。
- ・ 平成29年に作成した「多文化共生事例集」で新たな視点として追加した「地域活性化やグローバル化への貢献」等を追加することも考えられるのではないか。(再掲)

### 【(4)多文化共生の推進体制の整備】

- ・ これまでの地域での多文化共生推進に係る取組等を踏まえて、都道府県や市区町村の役割について見直しが必要な部分はあるか。
- ・ 今年度から、優良事例の横展開を図るための取組として、「多文化共生アドバイザー制度」や「多文化共生地域会議」の取組を実施しており、これらについても盛り込むこととしてはどうか。

研究会	テーマ
第1回(11/1)	○検討の方向性と具体的な検討項目について
第2回(12月)	○地方公共団体の取組に対する支援について ○地方公共団体における取組の検証、プラン改訂に向けた議論① ・地方公共団体の取組紹介 ・討議(多文化共生の必要性や意義 等)
第3回(2月)	○地方公共団体における取組の検証、プラン改訂に向けた議論② ・地方公共団体における指針・計画等に係る調査結果報告 ・多言語翻訳等のICT事業者からのヒアリング ・討議(コミュニケーション支援(ICT技術の活用) 等)
第4回(3月)	○地方公共団体における取組の検証、プラン改訂に向けた議論③ ・討議(生活支援(防災、日本語教育その他)、多文化共生の地域づくり 等)
第5回(4月)	○地方公共団体における取組の検証、プラン改訂に向けた議論④ ・討議(生活支援(防災、日本語教育その他)、推進体制整備 等) ・議論の取りまとめ
第6回(6月)	○報告書(素案)の取りまとめ
第7回(8月)	○報告書の取りまとめ

## 1 調査目的

今後の多文化共生施策のあり方について検討するため、地方公共団体における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定状況等を把握することを目的に、以下の点について調査を実施する。

- ① 多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定状況等
- ② 近年プランを策定(改定)した団体におけるその内容及び改訂に至った背景等

## 2 調査期間

令和元年12月～令和2年2月

## 3 調査方法(案)

### ① 地方公共団体の指針・計画等の策定内容に係る調査

#### 【調査対象】

過去3年以内に指針・計画を策定又は改定(予定も含む)した団体  
(都道府県、指定都市、市町村それぞれ5団体程度)

#### 【調査内容】

- 地方公共団体の指針・計画等における具体的な施策等を調査し、総務省プランとの対比表を作成
- そのうち、先進的な取組を行っている団体について、具体的内容、背景等についてヒアリング

### ② 指針・計画等を未策定の団体に係る調査

#### 【調査対象】

多文化共生施策の推進に係る指針・計画等を未策定の団体

#### 【調査内容】

- 未策定の理由、課題等についてヒアリング



# 外国人材の受入れと 地域における多文化共生施策の現状等

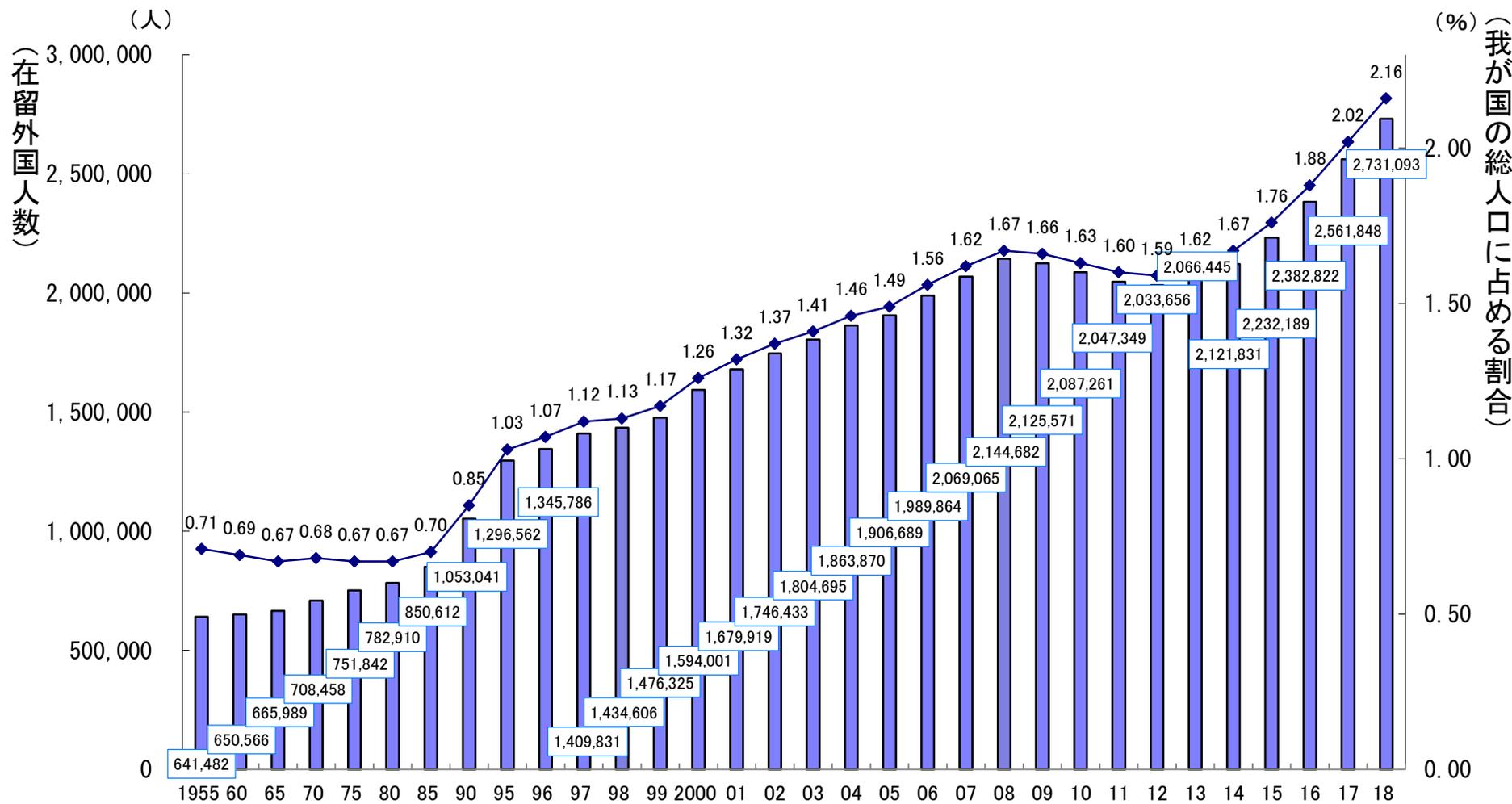
令和元年11月1日  
自治行政局国際室

## 【目次(主なもの)】

・在留外国人数の現状	.....	2
・新たな外国人材受入れに関する経緯・背景	.....	11
・外国人材の受入れ体制	.....	24
・地域における多文化共生推進プラン	.....	30
・これまでの「多文化共生の推進に関する研究会」等での議論	.....	33

# 在留外国人数の推移

○在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加し、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じたものの、その後再び増加傾向にある。



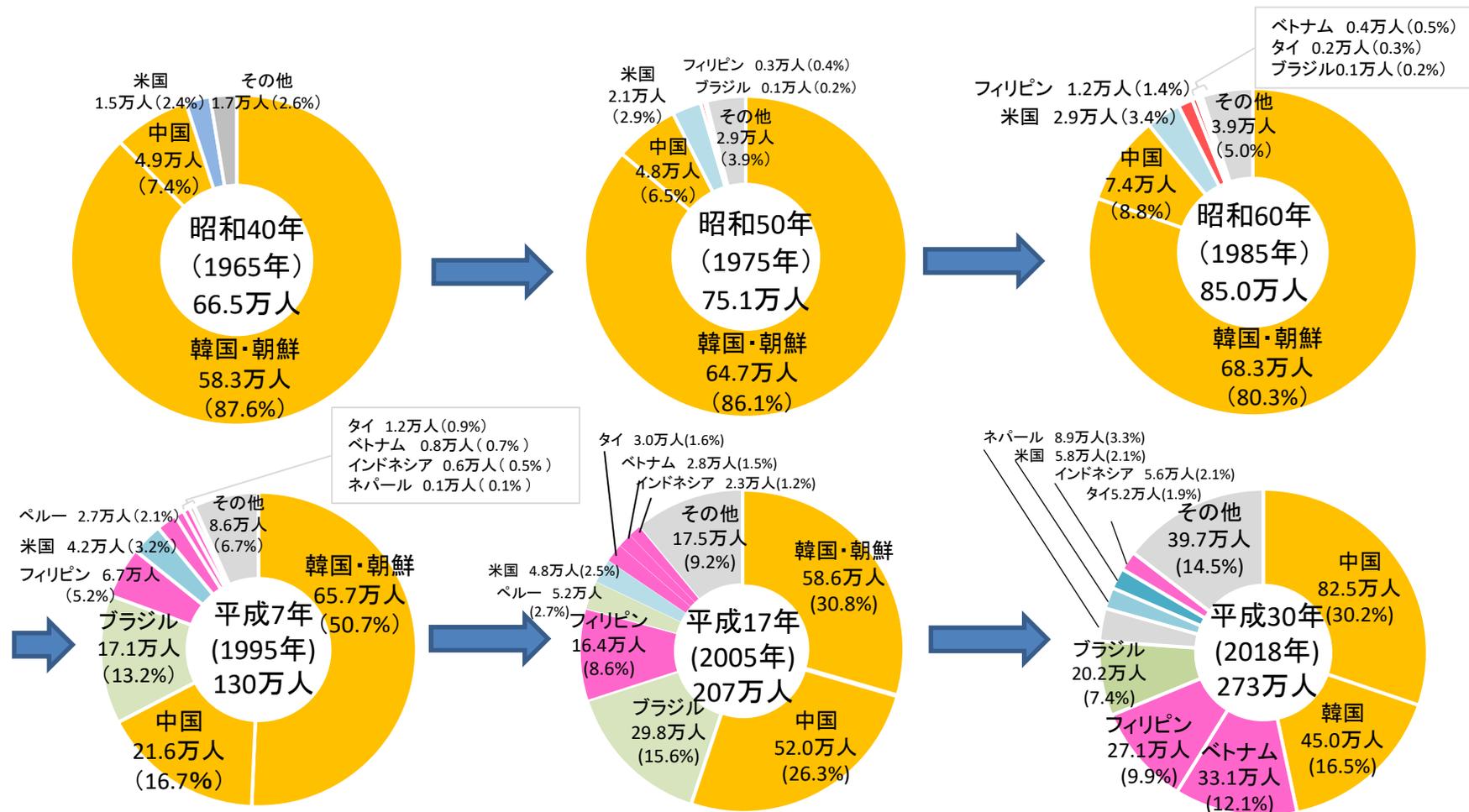
(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

(注2)18年は速報値(「在留外国人数」は、6月末現在の数値を使用。「我が国の総人口に占める割合」は30年7月1日現在の数値を使用。)

(注3)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中长期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

# 在留外国人の国籍・地域別内訳の変遷

○80年代までは中国・朝鮮が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



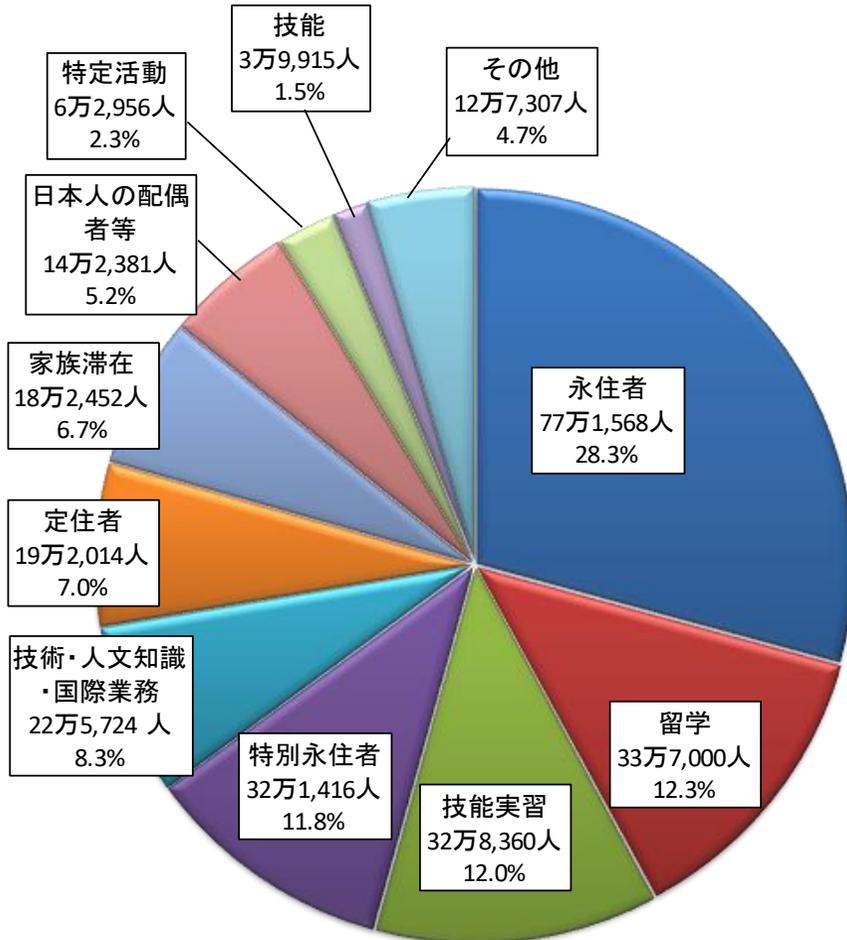
出典：法務省「在留外国人統計」

# 在留外国人の在留資格・国籍別内訳(平成30年末)

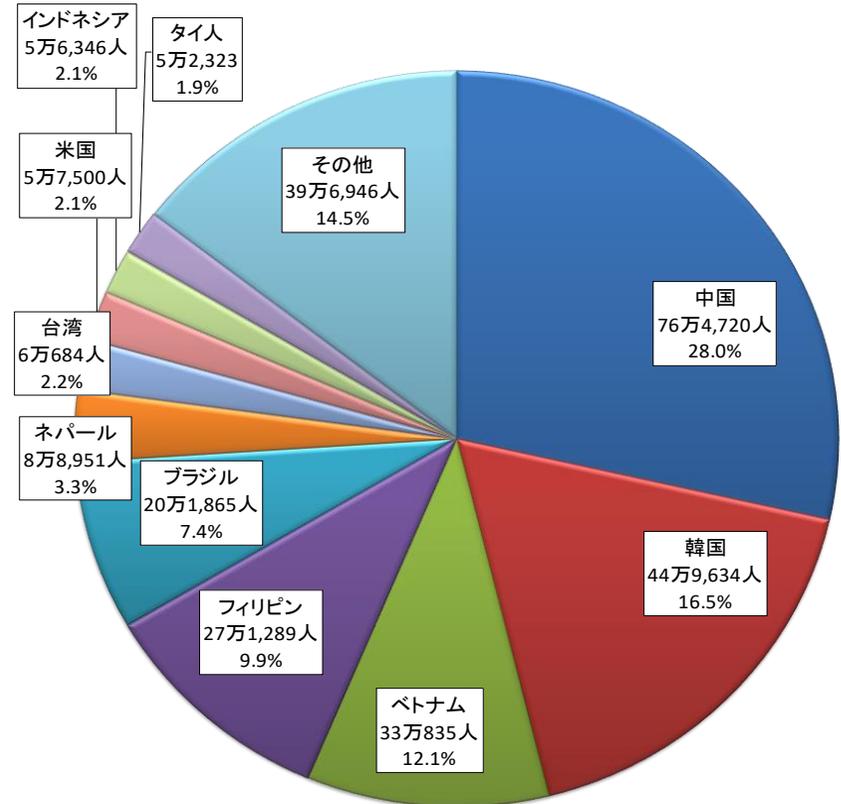


在留外国人数（総数） 273万1,093人

## 在留資格別



## 国籍・地域別



## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素材材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

# 都道府県別外国人人口の状況（平成26年（2014年）と平成31年（2019年）の比較）6

○人口規模に関わらず、全ての都道府県で外国人人口は増加している。

○我が国全体として外国人人口は33%増加し、外国人割合も1.6%から2.1%に高まっている。

※住民基本台帳に基づく人口を使用

※全国平均を超える増加数及び増加率を着色

（単位：人）

都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合				全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,463,045	21,966	0.4%	5,304,413	36,061	0.7%	14,095	64%	滋賀県	1,421,779	23,824	1.7%	1,420,080	29,274	2.1%	5,450	23%
青森県	1,367,858	3,895	0.3%	1,292,709	5,680	0.4%	1,785	46%	京都府	2,585,904	51,337	2.0%	2,555,068	60,145	2.4%	8,808	17%
岩手県	1,311,367	5,377	0.4%	1,250,142	7,130	0.6%	1,753	33%	大阪府	8,878,694	200,180	2.3%	8,848,998	235,977	2.7%	35,797	18%
宮城県	2,329,439	14,930	0.6%	2,303,098	21,183	0.9%	6,253	42%	兵庫県	5,655,361	94,983	1.7%	5,570,618	108,302	1.9%	13,319	14%
秋田県	1,070,226	3,688	0.3%	1,000,223	3,931	0.4%	243	7%	奈良県	1,403,034	10,841	0.8%	1,362,781	12,516	0.9%	1,675	15%
山形県	1,151,318	6,030	0.5%	1,095,383	7,258	0.7%	1,228	20%	和歌山県	1,012,236	5,781	0.6%	964,598	6,543	0.7%	762	13%
福島県	1,976,096	9,502	0.5%	1,901,053	14,047	0.7%	4,545	48%	鳥取県	587,067	3,793	0.6%	566,052	4,607	0.8%	814	21%
茨城県	2,993,638	49,574	1.7%	2,936,184	65,001	2.2%	15,427	31%	島根県	711,364	5,300	0.7%	686,126	8,875	1.3%	3,575	67%
栃木県	2,010,272	29,858	1.5%	1,976,121	40,658	2.1%	10,800	36%	岡山県	1,945,208	20,666	1.1%	1,911,722	27,796	1.5%	7,130	35%
群馬県	2,019,687	40,593	2.0%	1,981,202	56,597	2.9%	16,004	39%	広島県	2,876,300	37,777	1.3%	2,838,632	51,546	1.8%	13,769	36%
埼玉県	7,288,848	120,232	1.6%	7,377,288	177,095	2.4%	56,863	47%	山口県	1,443,146	13,178	0.9%	1,383,079	16,257	1.2%	3,079	23%
千葉県	6,247,860	106,357	1.7%	6,311,190	153,505	2.4%	47,148	44%	徳島県	782,342	4,888	0.6%	750,519	5,998	0.8%	1,110	23%
東京都	13,202,037	394,410	3.0%	13,740,732	551,683	4.0%	157,273	40%	香川県	1,010,028	8,361	0.8%	987,336	12,467	1.3%	4,106	49%
神奈川県	9,100,606	160,605	1.8%	9,189,521	212,567	2.3%	51,962	32%	愛媛県	1,436,527	8,661	0.6%	1,381,761	11,908	0.9%	3,247	37%
新潟県	2,354,872	12,965	0.6%	2,259,309	16,792	0.7%	3,827	30%	高知県	754,275	3,348	0.4%	717,480	4,474	0.6%	1,126	34%
富山県	1,091,612	12,920	1.2%	1,063,293	18,262	1.7%	5,342	41%	福岡県	5,118,813	55,272	1.1%	5,131,305	76,127	1.5%	20,855	38%
石川県	1,163,380	10,431	0.9%	1,145,948	15,211	1.3%	4,780	46%	佐賀県	852,285	4,245	0.5%	828,781	6,338	0.8%	2,093	49%
福井県	808,229	11,163	1.4%	786,503	14,656	1.9%	3,493	31%	長崎県	1,424,533	7,683	0.5%	1,365,391	10,168	0.7%	2,485	32%
山梨県	861,615	13,323	1.5%	832,769	15,704	1.9%	2,381	18%	熊本県	1,825,686	9,410	0.5%	1,780,079	15,311	0.9%	5,901	63%
長野県	2,160,814	29,929	1.4%	2,101,891	35,478	1.7%	5,549	19%	大分県	1,197,854	9,699	0.8%	1,160,218	12,770	1.1%	3,071	32%
岐阜県	2,098,176	43,474	2.1%	2,044,114	53,516	2.6%	10,042	23%	宮崎県	1,142,486	4,173	0.4%	1,103,755	6,462	0.6%	2,289	55%
静岡県	3,803,481	71,561	1.9%	3,726,537	89,341	2.4%	17,780	25%	鹿児島県	1,702,791	6,362	0.4%	1,643,437	10,339	0.6%	3,977	63%
愛知県	7,478,606	189,664	2.5%	7,565,309	253,508	3.4%	63,844	34%	沖縄県	1,448,358	9,886	0.7%	1,476,178	17,492	1.2%	7,606	77%
三重県	1,868,860	41,284	2.2%	1,824,637	50,643	2.8%	9,359	23%	全国合計	128,438,013	2,003,379	1.6%	127,443,563	2,667,199	2.1%	14,123	33%

# 地方公共団体の人口に占める外国人人口の割合（上位20市区町村）

○人口に占める外国人割合上位20市区町村

順位	都道府県	自治体名	H31人口 (A)	H31外国人 人口(B)	外国人割合 (B/A)
1	北海道	勇払郡占冠村	1,508	393	26.06%
2	群馬県	邑楽郡大泉町	41,785	7,623	18.24%
3	北海道	余市郡赤井川村	1,262	159	12.60%
4	東京都	新宿区	346,162	43,068	12.44%
5	北海道	虻田郡留寿都村	2,047	252	12.31%
6	北海道	虻田郡倶知安町	16,642	1,977	11.88%
7	東京都	豊島区	289,508	30,223	10.44%
8	長野県	北安曇郡白馬村	9,447	971	10.28%
9	北海道	虻田郡二セコ町	5,298	500	9.44%
10	埼玉県	蕨市	75,261	6,699	8.90%
11	東京都	荒川区	215,966	19,131	8.86%
12	岐阜県	美濃加茂市	56,987	4,946	8.68%
13	東京都	港区	257,426	20,057	7.79%
14	茨城県	常総市	63,608	4,955	7.79%
15	東京都	台東区	199,292	15,433	7.74%
16	愛知県	海部郡飛島村	4,764	351	7.37%
17	愛知県	高浜市	48,579	3,570	7.35%
18	岐阜県	可児市	102,175	7,360	7.20%
19	沖縄県	国頭郡恩納村	11,038	792	7.18%
20	愛知県	知立市	72,459	5,108	7.05%

○外国人人口増加率上位20市区町村(H26→H31)

(単位:人)

順位	都道府県	自治体名	H31外国人 人口(A)	H26外国人 人口(B)	外国人増加率 (A/B-1)
1	北海道	虻田郡倶知安町	1,977	676	192.46%
2	兵庫県	加東市	1,294	517	150.29%
3	島根県	出雲市	4,667	1,909	144.47%
4	大分県	中津市	1,396	599	133.06%
5	福岡県	小郡市	1,016	442	129.86%
6	福岡県	京都郡苅田町	1,448	669	116.44%
7	岡山県	総社市	1,496	728	105.49%
8	栃木県	栃木市	4,363	2,129	104.93%
9	沖縄県	那覇市	5,015	2,474	102.71%
10	沖縄県	うるま市	1,161	583	99.14%
11	大阪府	泉佐野市	1,935	972	99.07%
12	熊本県	八代市	2,401	1,231	95.04%
13	石川県	小松市	2,378	1,275	86.51%
14	石川県	白山市	1,384	754	83.55%
15	埼玉県	蕨市	6,699	3,658	83.13%
16	千葉県	白井市	1,221	673	81.43%
17	千葉県	印西市	1,985	1,105	79.64%
18	石川県	能美市	1,384	776	78.35%
19	静岡県	牧之原市	1,888	1,064	77.44%
20	東京都	中野区	19,326	10,949	76.51%

※住民基本台帳に基づく人口を使用(各年1月1日現在)

※外国人人口増加率については、平成31年1月1日現在で外国人人口1,000人以上の市区町村を対象としている。

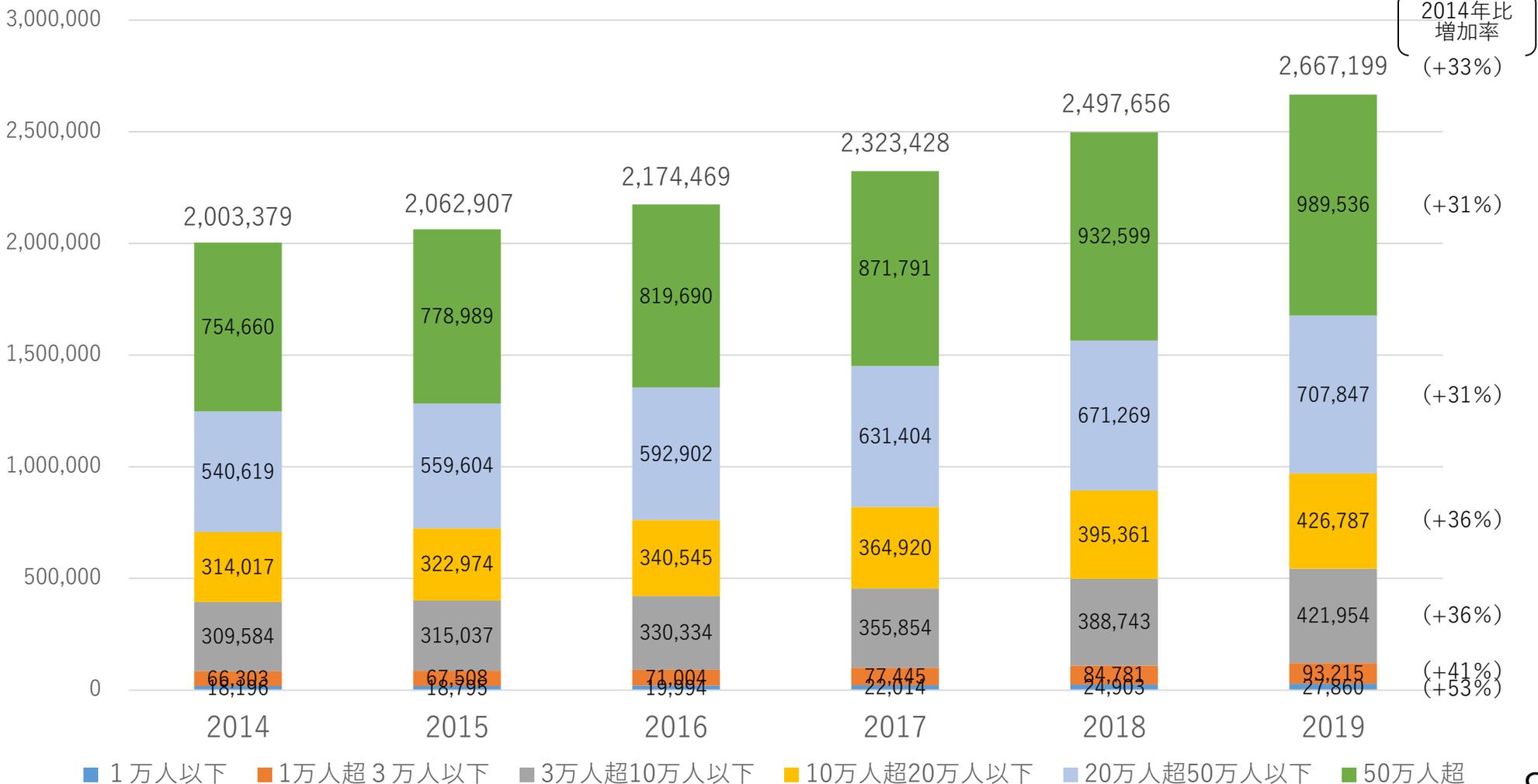
# 外国人人口の推移（市町村人口規模別）

○全ての人口規模で外国人人口は増加しており、特に、小規模団体においては、増加率が顕著である。

1万人以下 : +53% (2014→2019比)

1万人超3万人以下 : +41% (2014→2019比)

(人)

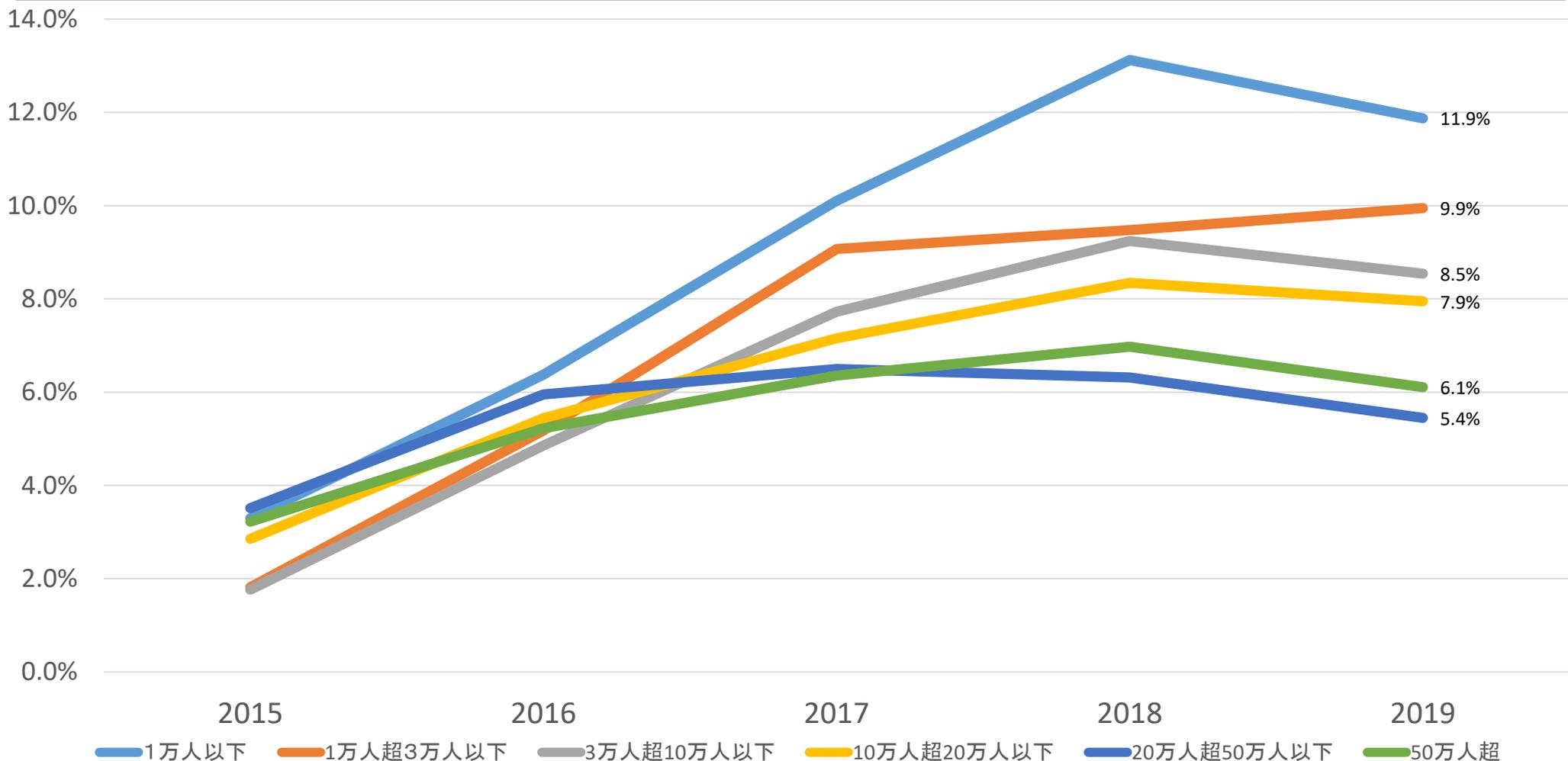


# 外国人人口の伸び率（対前年度比）の推移（市町村人口規模別）

○人口規模の大きい都市部の団体のみならず、人口規模の小さい地方部においても大きく伸びている。  
 ○具体的には、人口20万人未満の団体だと、対前年度比伸び率が平均6.5%（5年間で+37%）で伸びている。

人口20万人以上の市 : 2014(H26)129.5万人 → 2019(R元)169.7万人(+31%)

人口20万人未満の市町村 : 2014(H26) 70.8万人 → 2019(R元) 97.0万人(+37%)

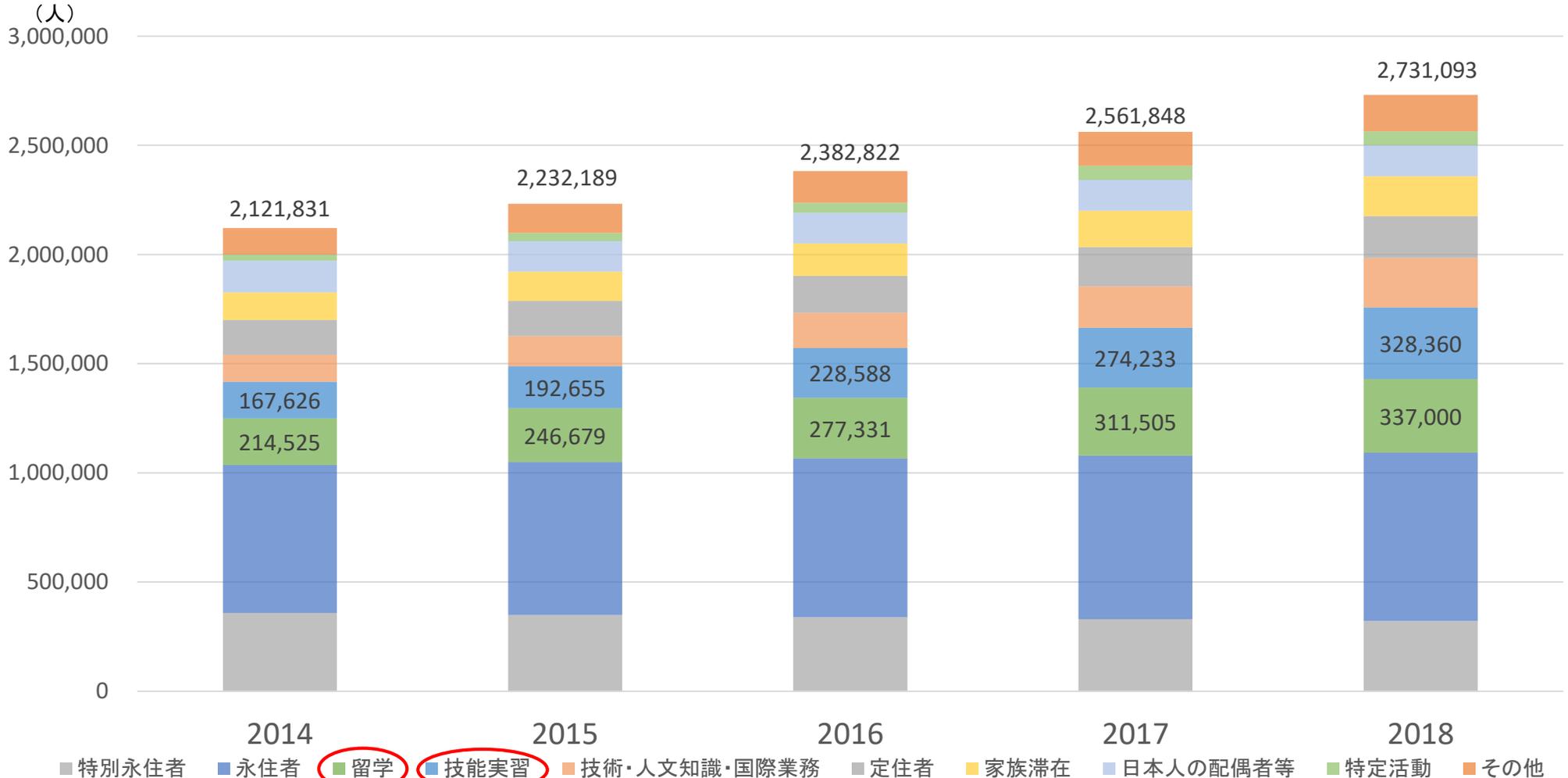


# 在留資格等別在留外国人数の推移

○在留資格の内訳では、「技能実習」の人数が大きく増加しており、「留学」の人数も伸びている

技能実習：2014(H26)16.8万人 → 2018(H30)32.8万人(+96%)

留学：2014(H26)21.5万人 → 2018(H30)33.7万人(+57%)



※その他：技能、永住者の配偶者等、経営・管理、企業内転勤、教育、高度専門職、教授、宗教、文化活動、興行、医療、研究、研修、芸術、報道、介護、法律・会計業務

出典：法務省入国管理局「在留資格別在留外国人数の推移」

## 経緯

### 1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

### 2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「深刻な人手不足が生じて」おり、「専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。」

### 3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置  
2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

### 4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。」

### 5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

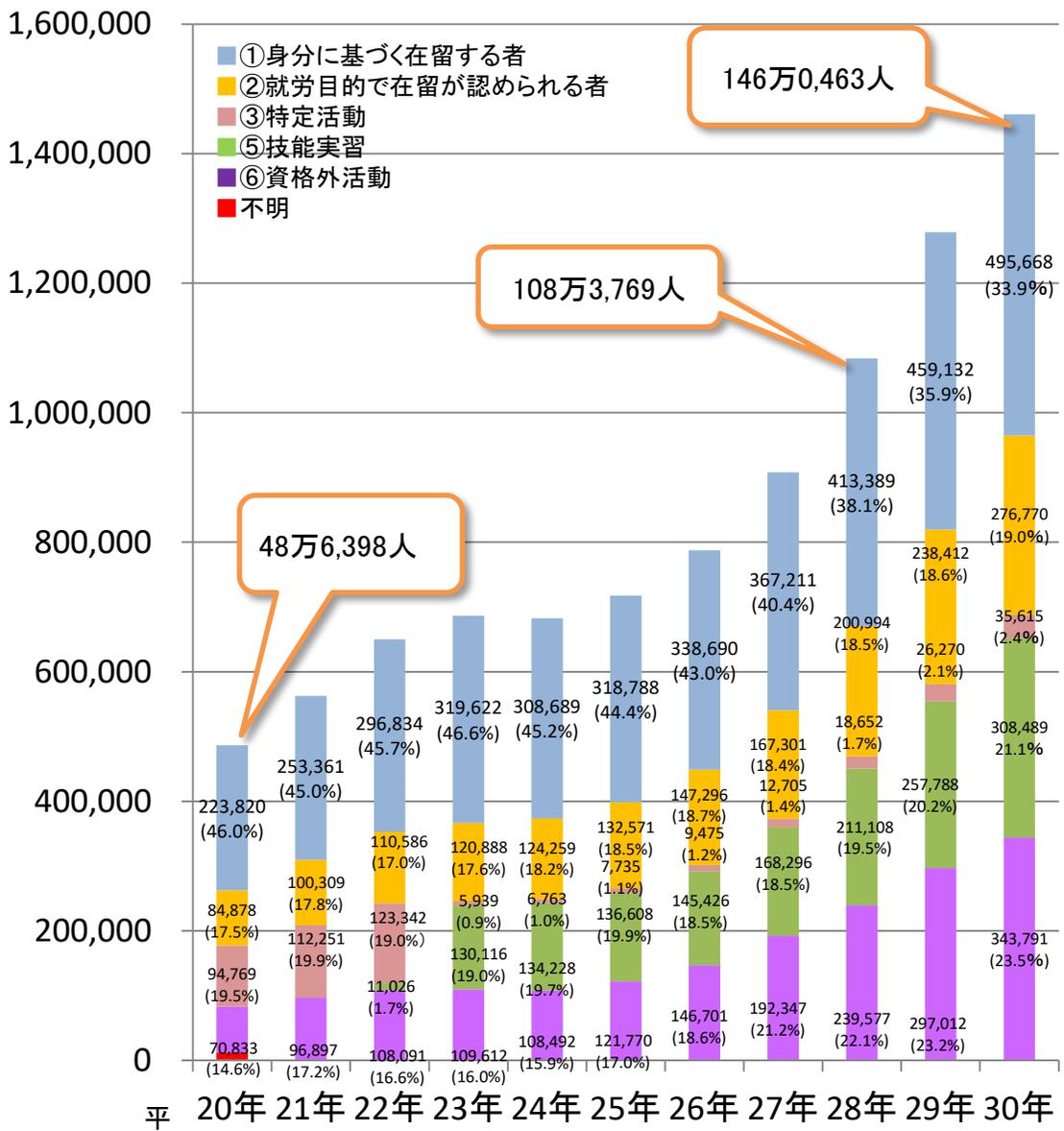
一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

## 背景

○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

○2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

# 外国人労働者数の内訳



**①身分に基づき在留する者** 約49.6万人  
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

**②就労目的で在留が認められる者** 約27.7万人  
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)  
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**③特定活動** 約3.6万人  
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**④就労を目的とした新たな在留資格(「特定技能」)**  
 ・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるもの。  
 ・受入れ対象分野については、真に必要な分野に限定する。  
 ・在留期間の上限は、通算で5年とする。

**⑤技能実習** 約30.8万人  
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

**⑥資格外活動(留学生のアルバイト等)** 約34.4万人  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計(各年10月末現在の統計)

# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

#### ▶ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

#### ▶ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

#### ▶ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

▶ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

▶ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

#### ▶ 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書等の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

#### ▶ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

#### ▶ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

▶ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

▶ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

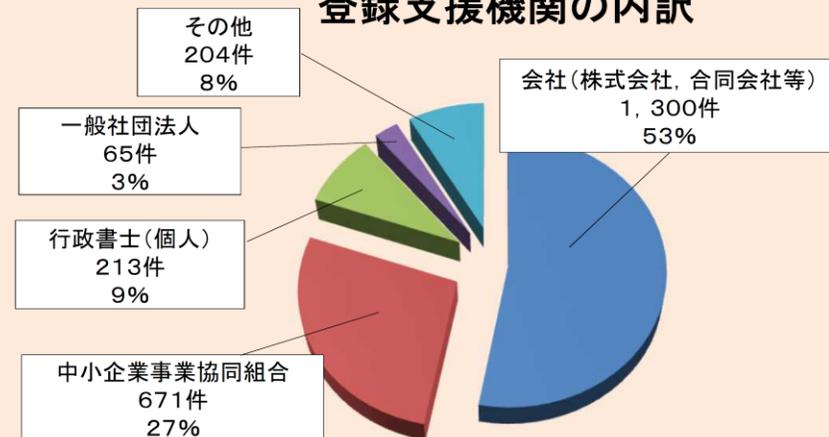
# 特定技能制度全体の運用状況



## 特定技能外国人の許可状況等について(令和元年9月30日現在:速報値)

① 登録支援機関登録	登録	2,453件
② 在留資格認定証明書交付	交付	236件
③ 在留資格変更許可	許可	148件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可	756件 (未交付含む)

### 登録支援機関の内訳



## 特定技能試験等の実施状況について(令和元年9月30日時点。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

	実施場所(実施月)	受験者数	合格者数	今後の実施予定(注1)
介護	(フィリピン) 2019年4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月 (カンボジア) 2019年9月	(技能試験) 1,108人(注2) (日本語試験) 1,130人(注2)	(技能試験) 497人(注2) (日本語試験) 505人(注2)	(フィリピン) 2019年10月, 11月, 12月 (カンボジア) 2019年10月, 11月, 12月 (インドネシア) 2019年10月, 11月, 12月 (ネパール) 2019年10月, 11月, 12月 (モンゴル) 2019年11月, 12月 (日本国内) 2019年10月, 11月, 12月
ビルクリーニング	-	-	-	(日本国内) 2019年11月, 12月
宿泊	(日本国内) 2019年4月	391人	280人	(日本国内) 2019年10月
航空(航空機整備)	-	-	-	(モンゴル) 2019年10月
飲食料品製造業	-	-	-	(日本国内) 2019年10月
外食業	(日本国内) 2019年4月, 6月, 9月	2,194人	1,546人	(日本国内) 2019年11月
国際交流基金日本語基礎テスト	(フィリピン) 2019年4月, 5月, 6月, 8月, 9月	460人(注2)	193人(注2)	(カンボジア) 2019年10月 (フィリピン) 2019年10月, 11月 (ネパール) 2019年10月, 11月 (インドネシア) 2019年10月, 11月 (モンゴル) 2019年11月

(注1) 10月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 9月に実施された介護(技能試験・日本語試験)及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数は、未発表のため各者数の累計値に含んでいない。

- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定産業分野**：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，  
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

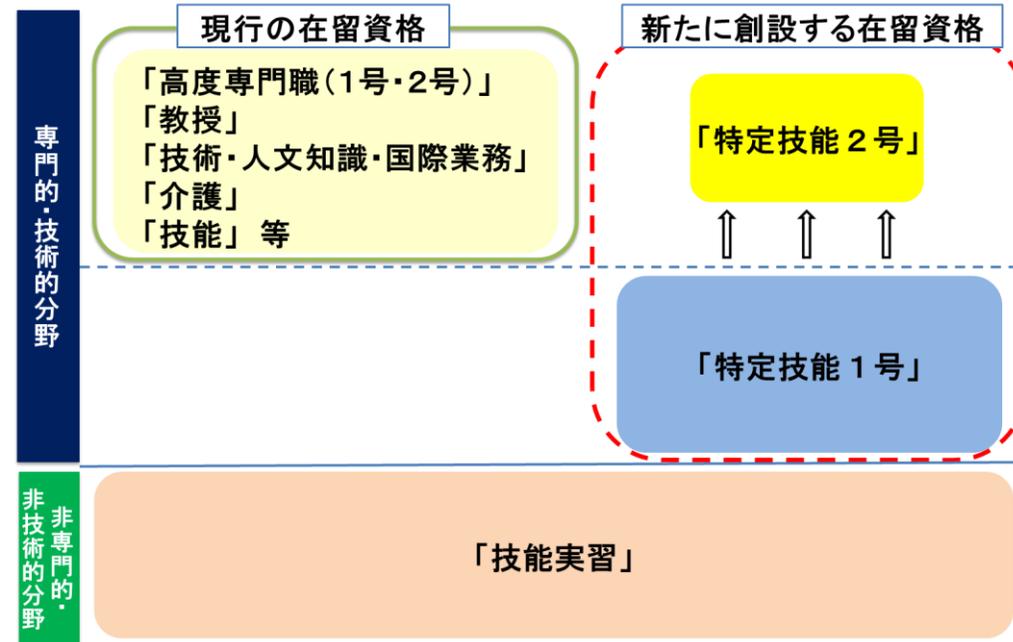
## 特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

## 特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



## 分野別方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項			
		受入れ見込数 (5年間の最大値)(注)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件	
厚 労 省	介護	60,000人	介護技能 評価試験(仮) 等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等 (上記に加 えて) 介護日本 語評価試 験(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)</li> </ul> (注)訪問系サービスは対象外  [1試験区分]		直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・事業所単位での受入れ人数枠の設定</li> </ul>
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野 特定技能 1号評価試 験	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物内部の清掃</li> </ul> [1試験区分]		直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること</li> </ul>
経 産 省	素形材 産業	21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試 験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・アルミニウム</li> <li>・陽極酸化処理</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> </ul> [13試験区分]		直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	産業機械 製造業	5,250人	製造分野 特定技能 1号評価試 験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・工業包装</li> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・溶接</li> </ul> [18試験区分]		直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	電気・電子 情報 関連産業	4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試 験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械保全</li> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> <li>・工業包装</li> </ul> [13試験区分]		直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>

## 分野別方針について(14分野)

	分野	人手不足状況	人材基準		その他重要事項				
		受入れ見込数 (5年間の最大値)(注)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態	受入れ機関に対して特に課す条件		
国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 (仮)等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工</li> <li>・左官</li> <li>・コンクリート圧送</li> <li>・トンネル推進工</li> <li>・建設機械施工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工</li> <li>・屋根ふき</li> <li>・電気通信</li> <li>・鉄筋施工</li> <li>・鉄筋継手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装仕上げ ／表装</li> </ul>	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・建設業法の許可を受けていること</li> <li>・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること</li> <li>・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること</li> <li>・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定</li> <li>・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること</li> <li>・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること</li> <li>・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul>
	造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用工 業分野 特定技能 1号試験(仮) 等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げ</li> <li>・機械加工</li> <li>・電気機器組立て</li> </ul>	[6試験区分]	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> </ul>
	自動車 整備	7,000人	自動車整備 特定技能評 価試験(仮) 等	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備</li> </ul>		[1試験区分]	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること</li> </ul>
	航空	2,200人	航空分野技 能評価試験 (空港グランド ハンドリング 又は航空機 整備)(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)</li> <li>・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)</li> </ul>		[2試験区分]	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること</li> </ul>
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供</li> </ul>		[1試験区分]	直接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること</li> <li>・風俗営業関連の施設に該当しないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わないこと</li> </ul>

## 分野別方針について(14分野)

	分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	人材基準		その他重要事項		
			技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
農水省	農業	36,500人	農業技能 測定試験(耕 種農業全般 又は畜産農 業全般)(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等)  [2試験区分]	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会 に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能 測定試験(漁 業又は養殖 業)(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労 機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安 全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物 の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等)  [2試験区分]	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固 有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食料品 製造業	34,000人	飲食料品 製造業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加 工, 安全衛生)  [1試験区分]	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業 技能測定 試験(仮)	日本語 能力判定 テスト(仮) 等	・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理)  [1試験区分]	直接	・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人

## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1 ③も満たす。

③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

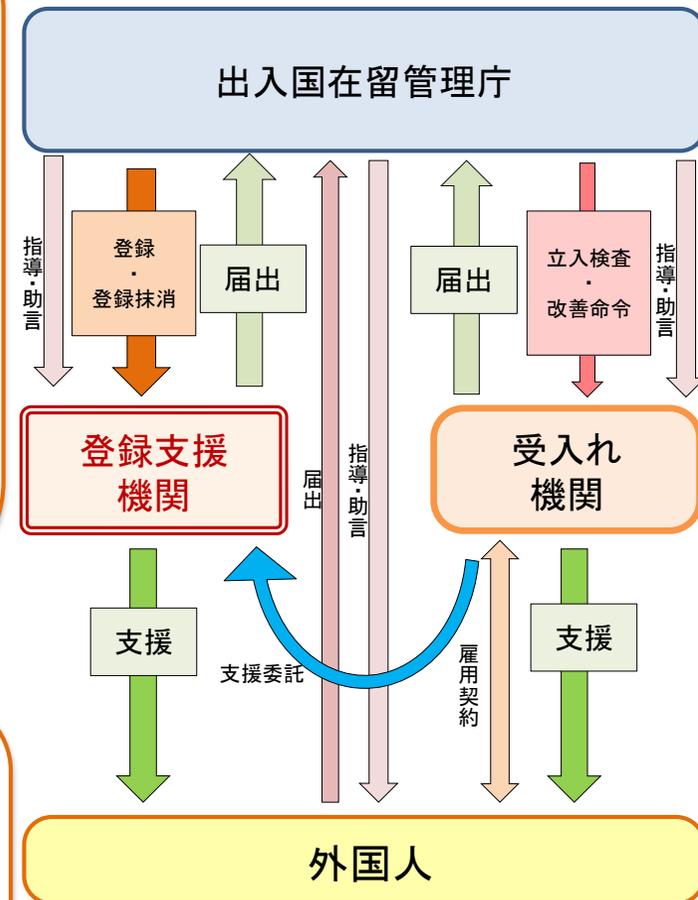
### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

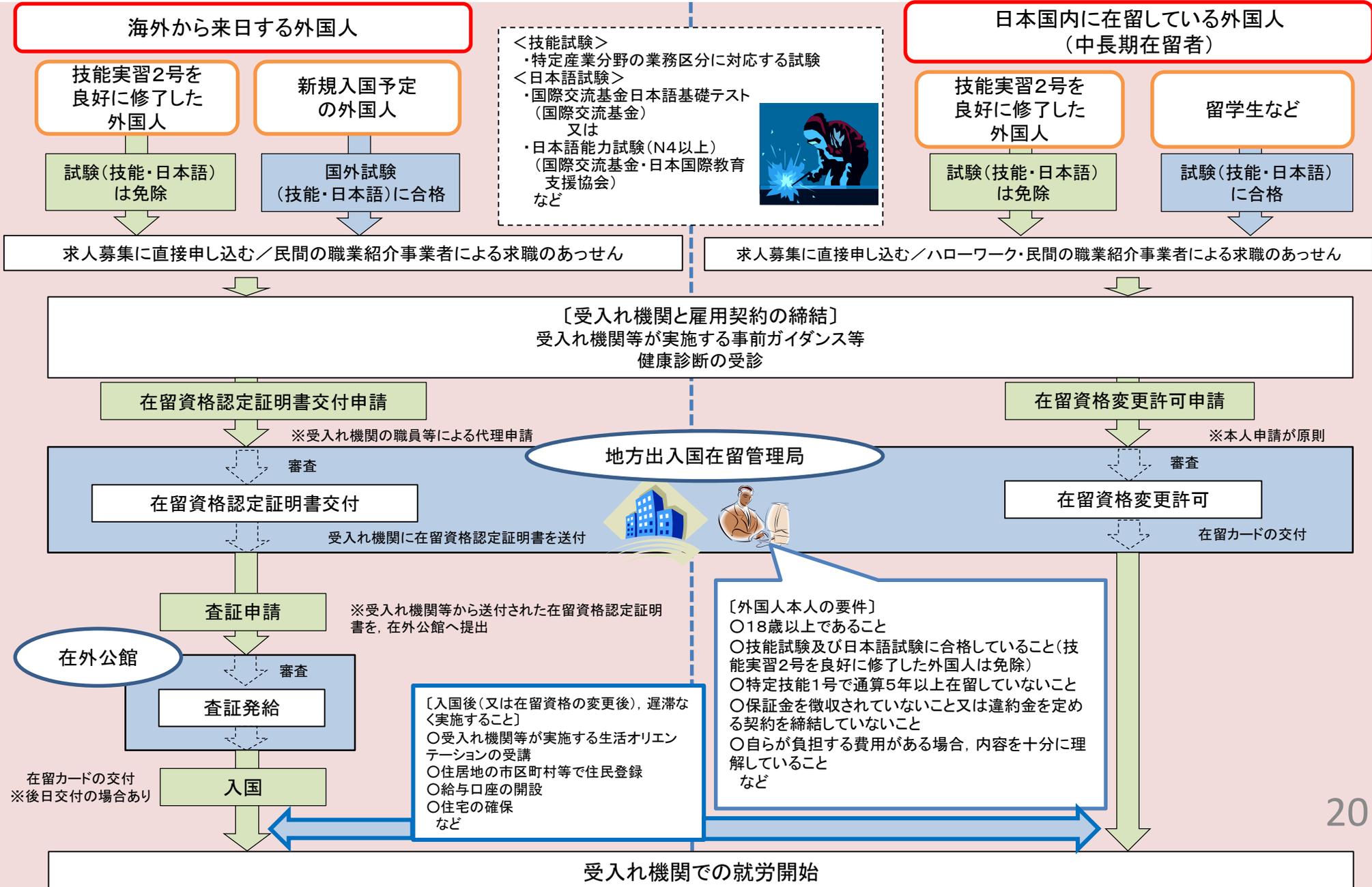
### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



# 制度概要③就労開始までの流れ



## ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようになるための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

### ■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

### ■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（14ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

### ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

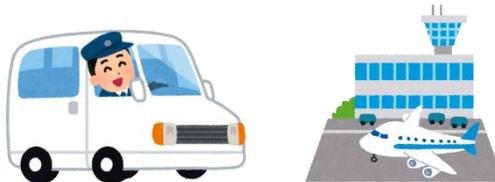
## ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

～外国人を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、  
日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現(126施策, 211億円)～

外国人との共生社会の実現に向けた  
意見聴取・啓発活動等

外国人材の適正・円滑な受入れの  
推進に向けた取組

生活者としての外国人に対する支援

新たな在留管理体制の構築

### 出入国管理及び難民認定法



短期滞在者  
(観光客等)



留学生等



日本人の配偶者等



(専門的・技術的分野)  
就労資格外国人

- ・政府基本方針
- ・分野別運用方針  
(14分野)



特定技能外国人

新設



技能実習生

技能実習法



# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の主な施策

## 全国各地における一元的窓口の設置支援

- 地方公共団体による「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を支援（全国約100か所，11言語対応）【20億円】
  - 一元的相談窓口・情報提供，通訳の配置，多言語翻訳アプリの活用
  - 地域との交流の場や日本語学習の場としても活用
- ➡外国人が必要とする情報に的確に接することができる拠点

## 多言語音声翻訳システムの利用促進

- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームを構築【8億円】
  - 多言語音声翻訳システムの利用を促進
- ➡医療，事件・事故，教育等生活の様々な場面での多言語化を実現

## 地域の持続的発展につなげる取組の支援

- 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等に対する財政的支援
  - 地方創生推進交付金を活用し，地方公共団体による特定技能外国人の受入れ環境整備・地域住民と外国人材の交流事業に対する財政的支援
- ➡新たな外国人材受入れに対する地域の受入れ環境整備等を支援し，地域の持続的発展につなげる

## 生活サービス環境の改善等

- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる医療体制の整備【17億円】
  - 防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応），外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善
  - 住宅確保のための環境整備・支援
  - 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備
  - 携帯電話の契約時の多言語対応の推進
- ➡生活サービスの改善を図る

## 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 留学生受入れが可能な日本語教育機関を告示する基準を厳格化（出席率・不法残留者割合等の抹消基準厳格化，日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等）
  - 日本語教育機関に対して定期的な点検・報告を義務付け
  - 日本語能力に関する試験結果等の公表義務，情報開示の充実
  - 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し，法務省の調査や外務省の査証審査に活用
- ➡日本語教育機関の質の向上・適正な管理を図る

## 日本語教育，外国人児童生徒の教育の充実・留学生の就職支援

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開【6億円】
  - 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
  - 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
  - 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
  - 必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いを踏まえた多様な採用プロセス等の推進
- ➡我が国を深く理解してくれる貴重な人材に対する教育支援・幅広い活躍機会の提供

## 社会保険への加入促進等

- 出入国在留管理庁が管理する出入国及び在留に関する情報を厚生労働省等に提供
  - 厚生労働省等による情報を活用した加入指導等
- ➡受入れ機関及び外国人の社会保険への加入促進

## 悪質な仲介事業者・受入れ機関等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
  - 関係機関の連携強化と悪質仲介事業者の排除の徹底
  - 悪質な受入れ機関等に対する厳正な対処
- ➡外国人が安心して生活・就労できる社会の実現

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

総額211億円(注)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

## 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

### (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

### (2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

## 生活者としての外国人に対する支援

### (1) 暮らしやすい地域社会づくり

#### ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」（11言語対応）の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

#### ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

### (2) 生活サービス環境の改善等

#### ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

【17億円】

#### ② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

#### ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、**運転免許学科試験等の多言語対応**
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

#### ④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

#### ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

### (3) 円滑なコミュニケーションの実現

#### ① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

#### ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

### (4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

### (5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

### (6) 適正な労働環境等の確保

#### ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

#### ② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

### (7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

## 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

### (1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

### (2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

## 新たな在留管理体制の構築

### (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行

### (2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

### (3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について【主な施策】

令和元年6月18日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

## 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進 (特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等)

- 就労を希望する外国人材と地域の企業とのマッチング支援（建設分野の特定技能試験実施法人における求人求職のあっせん等の実施（新規）、介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、地方公共団体とハローワークの連携による中小企業の受入支援（新規））
- 在留資格変更手続等における優遇措置の検討（新規）

- 地方創生推進交付金の活用促進のため、効果的に外国人を地域に定着させるための調査を実施、外国人受入施策に係る先導的事業を地方公共団体に周知して「横展開」
- 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援

## 共生社会実現のための受入れ環境整備

- 外国人の雇用促進等を効率的に支援するため、入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO等の関係部門を集約させた「外国人共生センター（仮称）」の設置（新規）
- 地方公共団体の一元的相談窓口に係る交付金の交付対象の見直しの検討、多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応の検討
- 国と地方公共団体との懸け橋となる受入環境調整担当官の体制整備
- 生活・就労ガイドブック、災害情報の14か国語対応の推進、「やさしい日本語」の活用（新規）
- 医療費不払等の経歴のある外国人の再入国拒否等により、医療機関の未収金の発生を抑制
- 感染症の蔓延防止のため、結核の入国前スクリーニングの適切な実施
- 運転免許試験、外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続に係る多言語化の要請（新規）

- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（パンフレット作成等）、帰国時の口座解約の要請、口座売買等によって上陸拒否や国外退去となり得る旨の周知（新規）
- 地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICTを活用した日本語学習教材の開発
- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援の要請
- 全国調査による外国人の子供の就学状況の把握（新規）、地方公共団体と連携した就学促進
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14か国語）等による安全衛生教育の推進

## 留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等について、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化、私学助成の減額等（新規）
- 専ら日本語教育を行う大学の留学生別科について、日本語教育機関と同様の基準を作成し、基準不適合の大学への留学生の受入れを認めない仕組みの構築（新規）

- 外国人技能実習機構の現地検査等のための能力の強化
- 技能実習生の失踪等を防止するため、報酬支払の口座振込みの義務付け等により、賃金に関する不正行為等の発生を抑制（新規）

## 留学生等の国内就職等の促進

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示改正の周知促進
- 留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するためのベストプラクティスの構築・横展開

- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知
- 調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅の拡充

# 多文化共生に関連しうる直近の国の方針

## 経済財政運営と改革の基本方針2019(抄)(「骨太の方針2019」)(令和元年6月21日閣議決定)

### 5. 重要課題への取組

#### (3) 外国人材の受入れとその環境整備

##### ① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進(抜粋)

新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」による外国人材(以下「特定技能外国人材」という。)を円滑かつ適正に受け入れる。特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地域差や分野ごとの特性等を踏まえた地方での就労を促進するための強力な対策を講ずるとともに、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進など、地方の受入れ環境整備を進める。悪質な仲介事業者の排除等を目的とした二国間の協力覚書の作成を推進するとともに、その実効性を確保する。あわせて海外における日本語教育基盤の充実を図る。

国際会議の開催を含め、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。地域における継続的な外国人材の受入促進のため、一定の要件を満たす所属機関等を対象に、本人に代わりオンラインで在留関係諸申請手続を行えるようにする。

##### ② 共生社会実現のための環境整備

今後我が国に在留する外国人の増加を見据え、国民及び外国人の声を聴きつつ、外国人を適正に受け入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するための施策を充実・強化する。具体的には、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進、同相談窓口への法務省等の職員派遣等による支援の強化等を行う。関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方自治体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備し(外国人共生センター(仮称)の設置)、2020年度中に運用を開始する。司法分野や行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。

## まち・ひと・しごと創生基本方針2019(抄)(令和元年6月21日閣議決定)

### V. 各分野の施策推進

#### 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

##### (5) 多文化共生の地域づくり

##### 【具体的な取組】

##### ◎ 新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着促進

・新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、地方公共団体等が運営する一元的相談窓口の整備促進や、地方公共団体への法務省等の職員派遣等により、地方における受入環境整備を支援する。また、関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方自治体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備する。さらに、行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。

##### ◎ 外国人材の地域での更なる活躍等

・インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事し、地域の国際交流の幅広い分野で活躍するJETプログラム国際交流員(CIR)の一層の活用を促進する。

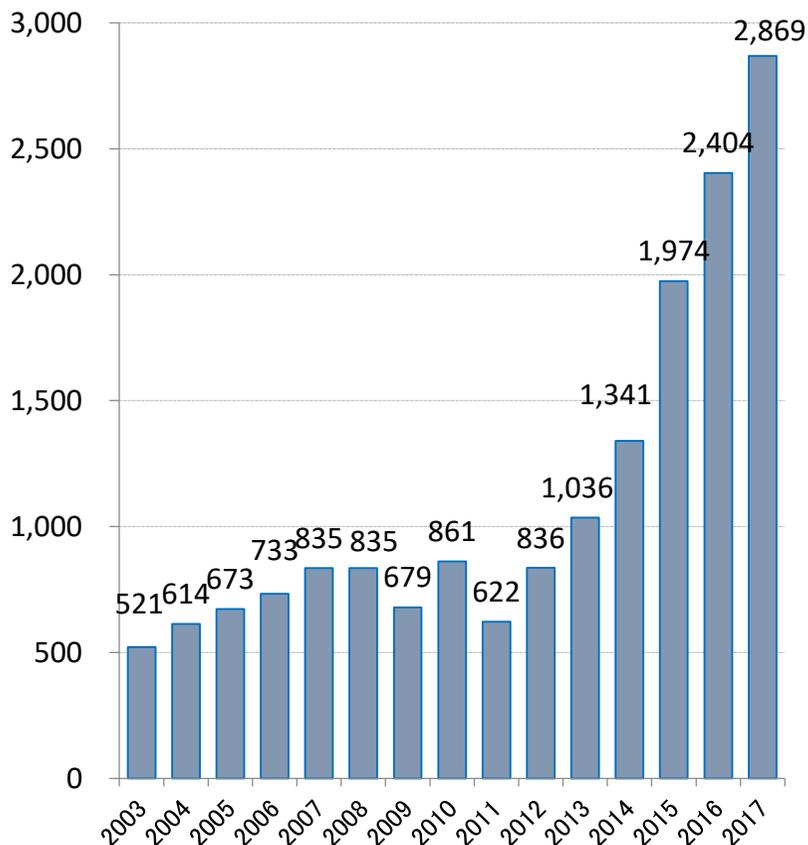
・地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

# 訪日外国人の状況変化

○平成15年(2003年)のビジット・ジャパン事業開始以来、官民を挙げての訪日外国人促進施策の取組を通じ、訪日外国人数は近年増加傾向。

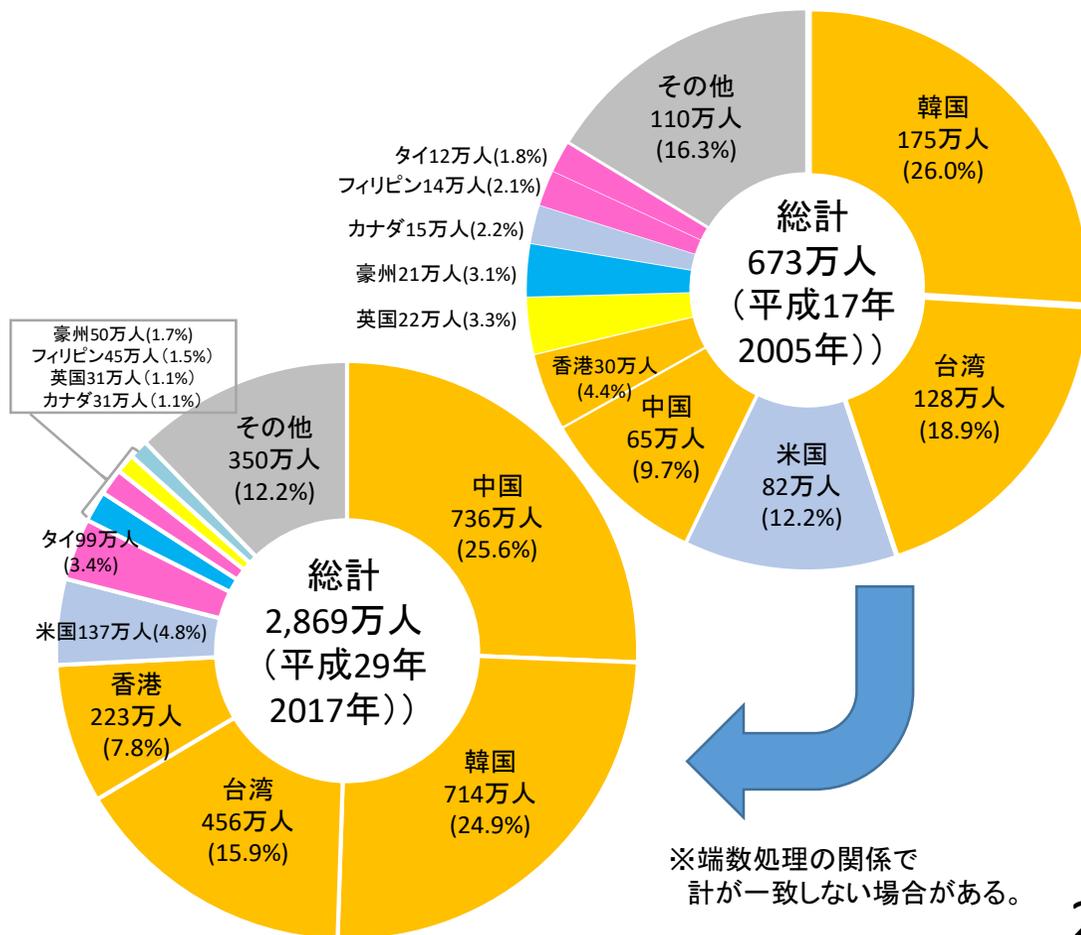
○国・地域別の内訳では、東アジア及び東南アジアからの人数が大幅増。

## ◆ 訪日外国人数の推移



※出典：日本政府観光局

## ◆ 訪日外国人の国・地域別内訳



※端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

# 「地域における多文化共生推進プラン」 (H18(2006).3.27) の概要

## 1. プラン策定の背景・目的

- 「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、地域の国際化を一層推し進めていく必要。
- 都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、同プランを策定。(2006.3.27総務省通知)

## 2. 地方自治体の指針・計画において記述すべき施策

### ① コミュニケーション支援

#### 地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保等

#### 日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供 等

### ② 生活支援

#### 居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発 等

#### 教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援 等

#### 労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善 等

#### 医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築 等

#### 防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け 等

### ③ 多文化共生の地域づくり

#### 地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催 等

#### 外国人住民の自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成 等

### 多文化共生施策の推進体制の整備

#### 地方自治体の体制整備

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の連携を図り、施策を推進

#### 地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

【指針・計画の策定状況】 都道府県98% 指定都市100% 市区町村45% (H31.4現在)

# 多文化共生に係る計画・指針の策定状況 [H31(2019).4.1時点]

- 地方自治体全体：832団体(47%)が策定
  - ・都道府県：46団体(98%)が策定 ※未策定団体：青森県
  - ・指定都市：20団体(100%)が策定
  - ・市区町村(指定都市除く)：766団体(45%)が策定

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	18( 38%)	9( 45%)	69( 9%)	8( 35%)	1( 0%)	0( 0%)	105( 6%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	18( 38%)	9( 45%)	58( 8%)	3( 13%)	8( 1%)	0( 0%)	96( 5%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	10( 21%)	2( 10%)	397( 51%)	10( 43%)	190( 26%)	22( 12%)	631( 35%)
策定している(計)	46( 98%)	20( 100%)	524( 68%)	21( 91%)	199( 27%)	22( 12%)	832( 47%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	1( 2%)	0( 0%)	32( 4%)	2( 9%)	20( 3%)	4( 2%)	59( 3%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0( 0%)	0( 0%)	216( 28%)	0( 0%)	524( 71%)	157( 86%)	897( 50%)
策定していない(計)	1( 2%)	0( 0%)	248( 32%)	2( 9%)	547( 74%)	161( 88%)	956( 53%)

(注1)平成31年4月に実施した総務省自治行政局国際室による調査結果(平成31年4月1日現在)

# 総務省プラン及び「外国人受入れ・共生のための総合的対応策」の趣旨等の比較

	地域における多文化共生推進プラン (平成18年3月27日総務省通知)	外国人の受入れ・共生のための総合的対応策 (平成30年12月25日関係閣僚会議決定)
基本的性格	<u>各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、総務省において策定・周知したもの</u>	<u>外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、法務省を中心に関係閣僚会議で取りまとめたもの</u>
趣旨・目的	<u>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりを押し進める</u>	<u>外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与する</u>
具体的施策の項目等	(1) コミュニケーション支援 ①地域における情報の多言語化 ②日本語及び日本社会に関する学習支援 (2) 生活支援 ①居住 ②教育 ③労働環境 ④医療・保健・福祉 ⑤防災 ⑥その他 (3) 多文化共生の地域づくり (4) 多文化共生の推進体制の整備	1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等 2 生活者としての外国人に対する支援 (1) 暮らしやすい地域社会づくり (2) 生活サービス環境の改善等 (3) 円滑なコミュニケーションの実現 (4) 外国人児童生徒の教育等の充実 (5) 留学生の就職等の支援 (6) 適正な労働環境等の確保 (7) 社会保険への加入促進等 3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

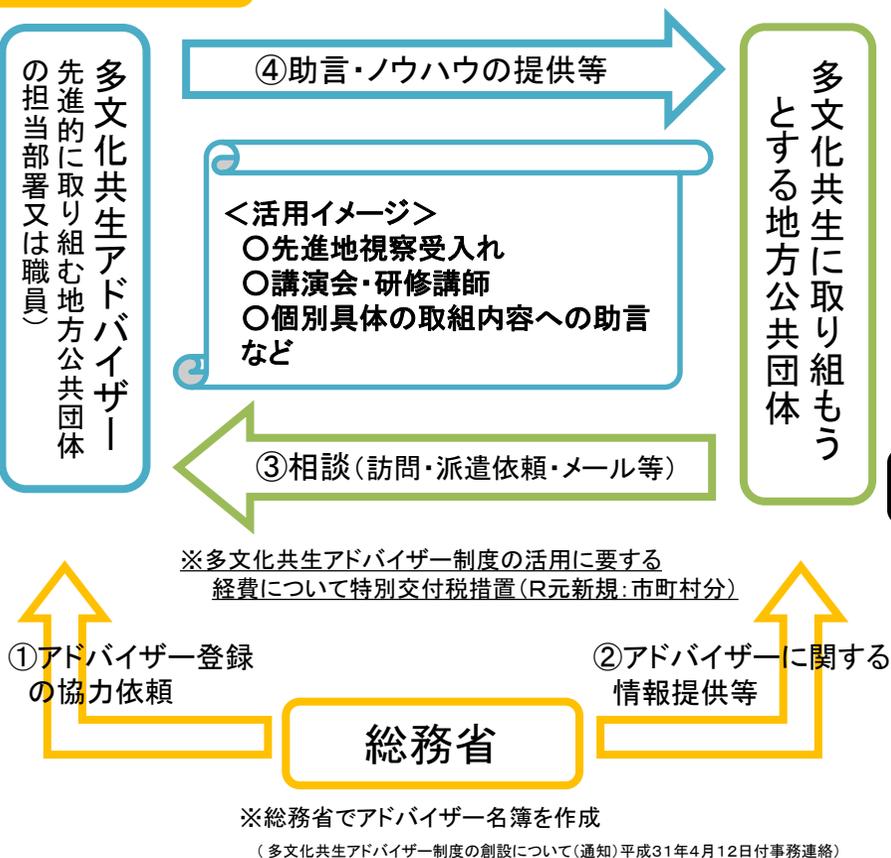
# これまでの「多文化共生の推進に関する研究会」等での議論

平成17年度 (H17.6～H18.3)	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」</p> <p>多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組支援を目的に、地域において必要とされる具体的取組について検討。地方公共団体が地域において多文化共生を推進するという観点から施策の体系(多文化共生推進プログラム)のあり方について検討</p>
平成18年度 (H18.6～H19.3)	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」</p> <p>上記研究会を踏まえ、「防災ネットワークのあり方」「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について検討</p>
平成21年度 (H21.9～H22.3)	<p>「多文化共生の推進に関する意見交換会」</p> <p>外国人住民の構成は各地域によって異なっており、効果的な取組に差異があるのではないかとという視点から、宮城県、神奈川県、愛知県、新宿区、磐田市、大阪市における多文化共生施策の先駆的な事例の整理・分析を実施</p>
平成22年度 (H23.2～3)	<p>「多文化共生の推進に関する意見交換会」</p> <p>地方公共団体における施策の企画及び立案並びに実施に資する情報提供を行うため、先導的取組を行う地方公共団体の担当者及び有識者による意見交換会を開催し、愛知県、浜松市、美濃加茂市、新宿区、群馬県大泉町の活動事例を紹介</p>
平成25年度 (H24.2～H25.3)	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」</p> <p>東日本大震災を契機に、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化していることから、災害時における地方公共団体の多文化共生に関する取組事例の把握及び課題の解決方法について検討</p>
平成28年度 (H28.2～H29.3)	<p>「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」</p> <p>多文化共生プランの策定から10年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、10年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集等を作成</p>
平成29年度 (H29.5～H30.3)	<p>「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」</p> <p>熊本地震等の経験を踏まえ、避難所等にいる外国人被災者へ災害に関する情報が確実に伝達できるようにするため、これを支援する災害時外国人支援情報コーディネーター制度について検討</p>
平成30年度 (H30.10～H31.3)	<p>「多文化共生の推進に関する研究会」</p> <p>多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法として、「多文化共生アドバイザー制度」の創設や「多文化共生地域会議」の開催に係る仕組み等について検討</p>

# 「多文化共生アドバイザー」制度について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方公共団体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録
- 多文化共生に取り組もうとする地方公共団体が、取組分野に応じて先進的な団体から助言・ノウハウの提供等を受けられることができるよう、その取組を支援

## 活用の流れ



- 1 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方公共団体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、地方公共団体に通知するとともに総務省ホームページで公表  
→登録者数(団体又は個人) 37 (平成31年4月12日時点)
- 2 多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方公共団体は、アドバイザー名簿を参考に、直接アドバイザーに相談(アドバイザーの活用にあたり、必要に応じ、総務省へ相談)
- 3 総務省は、多文化共生アドバイザーの活用実績等を取りまとめ、活用事例について周知(予定)

## アドバイザー団体における先進的な取組例

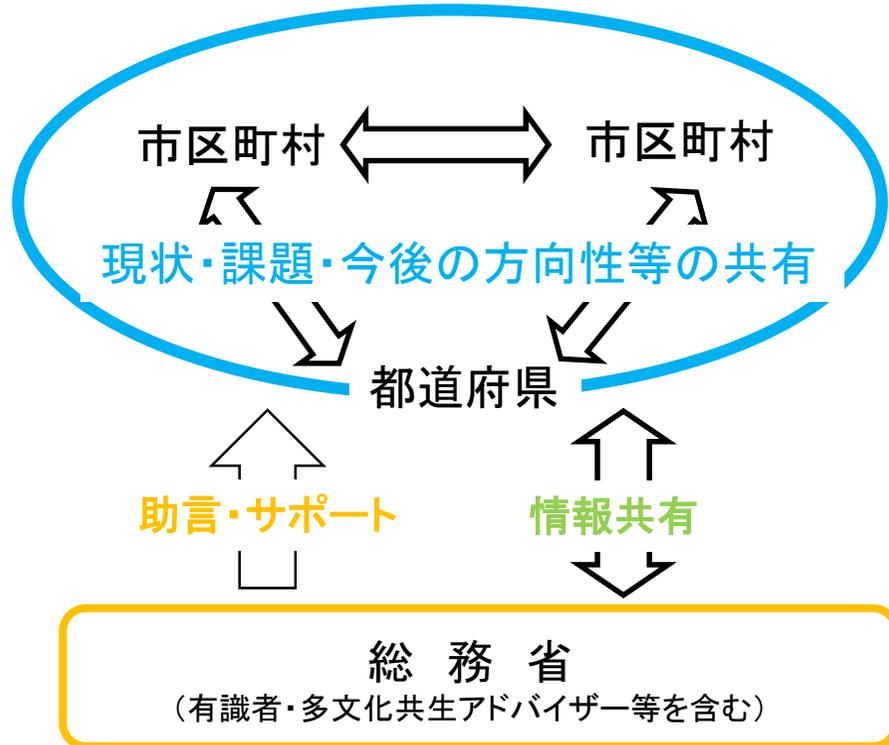
- ・地域における情報の多言語化  
市政情報の多言語化の実施 多言語案内表示盤の設置
- ・医療・保健・福祉に関する支援  
医療通訳派遣事業の実施
- ・防災に関する支援  
災害時における多言語支援訓練の実施 防災ガイドの作成
- ・外国人住民の自立と社会参画  
外国人市民会議の実施

# 「多文化共生地域会議」について

都道府県が域内市区町村等を対象とした「多文化共生地域会議」を開催（地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可）し、一定の地域単位で多文化共生にかかる現状や課題、今後の方向性等を共有するとともに、有識者・多文化共生アドバイザーによる講演や先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図ることが目的。

都道府県単位（市区町村が参加・地域ブロック単位等での開催も可）で開催

※多文化共生地域会議の開催に要する経費について特別交付税措置（R元新規：市町村分）



## ＜令和元年度の実績について＞

令和元年度は「多文化共生地域会議」の開催を促進するため、総務省において希望する団体との共催（7ヶ所）により本会議を開催。

### ・開催団体

6/28 岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や開催県の施策等の紹介</li> <li>・多文化共生にかかる県内の取組状況等の発表</li> <li>・有識者や多文化共生アドバイザー等による講演、先進事例紹介</li> <li>・グループ討議 等</li> </ul>
7/18 宮城県	
7/25 長野県	
8/ 8 神奈川県	
8/23 岡山県	
10/ 4 熊本県	
10/25 山口県	

# 多文化共生地域会議 令和元年度 開催実績 (1)

<p><b>岐阜県</b></p> <p>開催日: 令和元年6月28日                  場所: 岐阜県成長産業                  人材育成センター                  (各務原市)                  参加人数: 49名</p>	<p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊橋市の多文化共生の取組にかかるICTの活用について」                      豊橋市 市民協創部 多文化共生・国際課 主査</li> <li>・「多文化共生推進計画の策定(改定)について」                      可児市 市民部 人づくり課長</li> <li>・「市民ボランティアと日本語教師による支援」                      (公財)大垣国際交流協会</li> </ul>	<p>三輪田 貴氏</p> <p>桜井 孝治氏</p> <p>吉安 三恵氏</p>	
<p><b>宮城県</b></p> <p>開催日: 令和元年7月18日                  場所: 宮城県庁(仙台市)                  参加人数: 76名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多文化共生社会の実現に向けて」                      東北大学 高度教養教育・学生支援機構                      グローバルラーニングセンター 准教授</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「外国人技能実習生と地域住民とのつながりづくり」                      (公財)宮城県国際化協会 総括マネージャー</li> <li>・「外国人児童生徒への学習支援の取組」                      外国人の子ども・サポートの会 代表</li> <li>・「行政や自治会との協働」                      (公財)仙台観光国際協会 国際化推進課長</li> </ul>	<p>高橋 美能氏</p> <p>大泉 貴広氏</p> <p>田所 希衣子氏</p> <p>須藤 伸子氏</p>	
<p><b>長野県</b></p> <p>開催日: 令和元年7月25日                  場所: 長野県庁(長野市)                  参加人数: 42名</p>	<p>(基調講演)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「多文化共生の新時代に向けて ～地域づくりと学校づくり～」                      明治大学 国際日本学部 教授</li> </ul> <p>(先進事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「上田市の多文化共生事業の紹介」                      上田市 市民まちづくり推進部 人権男女共生課長</li> <li>・「自治体における多言語音声翻訳の活用について～甲府市の外国人対応の実情～」                      甲府市 総務部 情報政策課 主事                      市民部 市民課 課長補佐                      市民部 市民課 嘱託職員</li> </ul>	<p>山脇 啓造氏</p> <p>佐藤 知子氏</p> <p>飯島 洋平氏</p> <p>青木 由加里氏</p> <p>張 英美氏</p>	

※各会議においては、総務省及び各県から施策等を説明

# 多文化共生地域会議 令和元年度 開催実績（2）

<p><b>神奈川県</b></p> <p>開催日：令和元年8月8日 場 所：かながわ県民センター（横浜市） 参加人数：35名</p>	<p>（基調講演） ・「多文化共生を再考する：地域に暮らす外国人とは誰なのか」 明治学院大学 教養教育センター 准教授 長谷部 美佳 氏</p> <p>（先進事例紹介） ・「自治体窓口業務における多言語対応の現状と課題～『言葉の壁』に対する綾瀬市の取組～」 綾瀬市 企画課 総括副主幹 瀧川 泉 氏</p> <p>・「藤沢市における外国人市民対応力に関する取組と『藤沢市外国人市民会議』の紹介」 藤沢市 都市親善推進員（多文化共生担当） 崔 英善 氏</p>	
<p><b>岡山県</b></p> <p>開催日：令和元年8月23日 場 所：岡山国際交流センター（岡山市） 参加人数：34名</p>	<p>（基調講演） ・「多文化共生のとりのくみで大切にしたいこと」 大阪大学 人間科学研究科 未来共創センター 特任教授 榎井 縁 氏</p> <p>（先進事例紹介） ・「美作市のベトナム交流事業について」 美作市 企画振興部 営業課 山本 勇士 氏</p> <p>※このほか、参加者（市町職員等）によるグループディスカッションも実施</p>	
<p><b>熊本県</b></p> <p>開催日：令和元年10月4日 場 所：水前寺共済会館 グレーシア（熊本市） 参加人数：50名</p>	<p>（基調講演） ・「多文化共生のまちづくり-受け入れる心を育てる-」 徳島大学 教養教育院 教授 Gehrtz 三隅 友子 氏</p> <p>（先進事例紹介） ・「八代市における多文化共生について～国際課設置後の取り組みを中心に～」 八代市 市長公室 国際課 主事 緒方 康仁 氏</p> <p>・「外国人居住者が安心して生活できる環境づくり～天草市多文化共生支援事業～」 天草市 総合政策部 政策企画課 主査 山川 里子 氏</p>	
<p><b>山口県</b></p> <p>開催日：令和元年10月25日 場 所：山口県庁（山口市） 参加人数：33名</p>	<p>（基調講演） ・「多文化共生の基本的な考え方」 京都大学 人文科学研究所 教授 竹沢 泰子 氏</p> <p>（先進事例紹介） ・「山陽小野田市における国際交流の取組」 山陽小野田市 市民生活課 係長 三浦 裕 氏</p>	

※各会議においては、総務省及び各県から施策等を説明

総行国第79号  
平成18年3月27日

各都道府県・指定都市外国人住民施策担当部局長 殿

総務省自治行政局国際室長

### 地域における多文化共生推進プランについて

外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人と、この10年間で約1.5倍となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあります。

このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。

地方公共団体においては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、旧自治省においても「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」(昭和62年3月自治画第37号)、「国際交流のまちづくりのための指針」(昭和63年7月1日付け自治画第97号)及び「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」(平成元年2月14日付け自治画第17号)を策定し、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促したところですが、今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。

このような認識のもと、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、別紙のとおり「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたので通知致します。

貴団体におかれては、地域の実情と特性を踏まえ、「地域における多文化共生推進プラン」及び平成18年3月7日に公表された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」[http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html))等を参考としつつ、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するようお願い致します。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村へ通知の上、この旨周知願います。

なお、「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団

体の位置づけについて」(平成12年4月24日付け自治国第44号)において、地域国際化におけるNPO、NGO、その他の民間団体の果たす役割の重要性について指摘したところですが、地域における多文化共生の推進にあっても同様であり、指針・計画の策定及び施策の推進においては、これら民間団体との連携・協働に努めて下さい。

(担当)

総務省自治行政局国際室  
山崎、田辺、川本、永岩

TEL : 03-5253-5527

FAX : 03-5253-5530

## 地域における多文化共生推進プラン

### 1. 地域における多文化共生の意義

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画（以下、「指針等」という。）においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

#### (1) 外国人住民の受入れ主体としての地域

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

#### (2) 外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

#### (3) 地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

#### (4) 住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

#### (5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

### 2. 地域における多文化共生施策の基本的考え方

地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。

その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること。

(1) コミュニケーション支援

特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

(2) 生活支援

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行うこと。

(3) 多文化共生の地域づくり

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

(1)～(3)の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・協働を図ること。

### 3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策には次のようなものがあるが、指針等においては、具体的な施策について、推進体制の整備を含め記述すること。

(1) コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

ア. 多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行うこと。

なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートを確保する

こと。

- イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置、専門家の養成  
外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置すること。
- ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供  
通訳ボランティアを育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPOや外国人の自助組織等と連携の上、多様な言語による情報提供を推進すること。
- エ. 地域の外国人住民の相談員等としての活用  
外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、地域の外国人住民を相談員等として活用すること。

## ② 日本語及び日本社会に関する学習支援

- ア. 地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施  
外国人登録時等の機会を利用し、外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供すること。
- イ. 日本語および日本社会に関する学習機会の提供  
オリエンテーションの実施後も、外国人住民が継続的に日本語および日本社会を学習するための機会の提供を行うこと。

## (2) 生活支援

### ① 居住

- ア. 情報提供による居住支援、入居差別の解消  
賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多様な言語で提供すること。
- イ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施  
家庭ゴミなどの一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生

活習慣の差異に起因する機会が多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築すること。

ウ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO、NGO、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を支えていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取れる仕組みづくりを推進すること。

エ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置すること。

② 教育

ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

小中学校の入学や学校生活および就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるように、多様な言語で周知すること。

イ. 日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行うこと。

ウ. 地域ぐるみの取組

親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進すること。

エ. 不就学の子どもへの対応

学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるように教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を講じること。

オ. 進路指導および就職支援

外国人生徒の高校・大学進学への進路指導や就職支援に取り組むこと。

カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進すること。

キ. 外国人学校の法的地位の明確化

各種学校および準学校法人の認可は都道府県知事の権限とされていることから、外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校および準学校法人の認可基準の緩和について検討すること。

ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応

保育所とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組むこと。

③ 労働環境

ア. ハローワークとの連携による就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワークと連携して就業支援すること。

イ. 商工会議所等との連携による就業環境の改善

地元の商工会議所などと連携して、地域の企業と協議の場を設け、社会保険への加入の促進等、外国人労働者の就業環境の改善を促すとともに、地域の企業に対しては、地域社会の構成員として、社会的責任を有していることが理解されるよう、啓発を行うこと。

ウ. 外国人住民の起業支援

起業意欲のある外国人労働者が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等、外国人住民の起業支援を行うこと。

④ 医療・保健・福祉

ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、広報誌等において外国人住民への積極的な情報提供を行うこと。

イ. 医療問診票の多様な言語による表記

診療時の医療問診票等を多言語表記とし、外国人住民が診療時に安心して医療を受診できるようにすること。

ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築

広域的な医療通訳者派遣システムを構築し、外国人住民にかかわる医療通訳者のニーズと、広域に存在する医療通訳者にかかわる人的資源の効果的なマッチングを図ること。

エ. 健康診断や健康相談の実施

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、医療通訳者等を配置することとし、開催にあたっては多様な言語による広報を行うこと。

オ. 母子保健および保育における対応

多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介、両親学級の開催などを行うとともに、多様な言語による情報提供や保育での多文化対応を通して、保育を必要とする世帯への支援策を講じること。

カ. 高齢者・障害者への対応

介護制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣など、多様な言語による対応や文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策を検討すること。

⑤ 防災

ア. 災害等への対応

平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民の支援方策などを行うこと。

また、これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置すること。

イ. 緊急時の外国人住民の所在把握

災害弱者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人の所在情報について平常時から的確に把握しておくこと。

ウ. 災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働

地方公共団体における防災部門と外国人住民施策担当部門の連携をはじめとして、NPO、NGO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図ること。

エ. 大規模災害時に備えた広域応援協定

東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模震災が発生すると、被災地以外の地域からの多数の通訳ボランティアが必要となることや、少数言語への対応の必要等を勘案し、地域国際化協会、NPO、NGO、その他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定を策定すること。

オ. 災害時の外国人への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

災害発生時や事前の防災対策において、あらかじめ災害時に役立つ外国語表示シート等を準備するほか、ラジオ・テレビ等の既存メディアのデジタル化による多言語化や、ICTの活用、エスニック・メディアの活用など、多様なメディアとの連携の可能性を検討すること。

⑥ その他

ア. より専門性の高い相談体制の整備と人材育成

近時は法律や医療等の各分野における通訳相談業務の内容が高度化する傾向にあることから、各分野について、より専門性の高い相談体制を整備すること。

イ. 留学生支援

留学生の中には、地域のまちづくりに参画する者や、定住して日本企業に就職したり起業したりする者も増えている。日本の大学を卒業した外国人は日本語能力に優れ、日本社会の理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点からの留学生支援を行うこと。

(3) 多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

ア. 地域住民等に対する多文化共生の啓発

日本人住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NP

○等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うこと。

イ. 多文化共生の拠点づくり

学校、図書館、公民館等において、地域と連携しながら、多文化共生の拠点として、教職員、保護者、そして地域住民に向けた啓発活動を行うこと。

ウ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会をもうけること。

② 外国人住民の自立と社会参画

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うこと。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会などの会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築すること。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備すると同時に、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTAなど）への参画を促進すること。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいることから、そのような活動を評価し、表彰すること。

(4) 多文化共生の推進体制の整備

① 多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

地域の実情に応じて多文化共生の推進を所管とする担当部署を庁内に設置することや、外国人住民施策担当部局が中心となって、横断的な連絡調整を行い、各部局の連携が図られるようにすること。

## ② 地域における各主体の役割分担と連携・協働

### 【市区町村の役割】

#### ア. 市区町村の役割

市区町村においては、地域の実情を踏まえつつ、また、都道府県との役割分担を明確にしながら、区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民を直接支援する主体としての取組を行うこと。

#### イ. 各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、市区町村レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

### 【都道府県の役割】

#### ア. 都道府県の役割

都道府県レベルにおける多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し、市区町村レベルの対応を促進すること。

その際、広域の地方公共団体として、市区町村との役割分担を明確にしつつ、市区町村との情報共有の上、通訳者などの専門的人材育成やモデル事業の実施などの取組を推進すること。

#### イ. 各主体の連携・協働

都道府県の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、都道府県レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係するNPO、NGOその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。